

広島県告示第千百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二二〇号地御前串戸線

三 事業施行期間

令和六年十二月二十三日から令和二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県廿日市市地御前一丁目、地御前二丁目及び串戸四丁目地内

使用の部分

広島県廿日市市地御前一丁目、地御前二丁目及び串戸四丁目地内